

# 令和7年度 企業研修誘致コーディネート業務仕様書

## 1 委託業務名

令和7年度 企業研修誘致コーディネート業務

## 2 本事業の目的

本事業は、県北部地域（長浜市、高島市、米原市）を対象とした滋賀県の振興策「北の近江振興プロジェクト」の一環として取り組むものである。

「企業研修の受入れが盛んな県北部地域」というブランディングを確立するため、地域の特性を活かした研修コンテンツを構築し、研修を行う企業の誘致を推進することで、地域の賑わいを創出する。

## 3 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

## 4 業務の内容

### （1）業務体制

3名以上の人員を配置し、責任者（プロジェクトマネージャー）、企画運営者、アドバイザー、県内外事業者との渉外担当等の役割を定め、事業の遂行に適した業務体制を構築すること。

### （2）研修コンテンツの構築

ア 滋賀県北部地域の豊かな自然、歴史観光資源、人材等を活かした地域ならではの研修コンテンツを構築すること。研修コンテンツの構築にあたっては、単に個々の地域資源を羅列するのではなく、企業の人材育成、チームビルディング、同業他業種との人材交流といった多様な研修ニーズに沿う「滋賀県北部地域ならではの研修プラン」を練り、(3)研修誘致活動にあたり企業に効果的に訴求できるように工夫すること。また、プランに沿った研修モデルコースを2つ以上作成し、(4)広報活動で効果的に情報発信できるよう工夫すること。

イ 企業研修の受入れ先となる県北部地域の関係団体や事業者向けの会議を3回以上開催すること。本事業の趣旨の説明、研修を行う事業者や既に企業研修を受け入れている事業者からの先行事例紹介、ワーキンググループを通じた研修コンテンツの共有やブラッシュアップ等を行うことで、「企業研修の受入れが盛んな県北部地域」のブランディングに向けた地域内の機運醸成につなげること。会議開催方法は現地/オンライン参加型のハイブリット開催とし、会議結果を議事録等にまとめ、関係者間で共有できるようにすること。

ウ 研修コンテンツのブラッシュアップを図るため、対面またはオンラインによる企業研修受入れ事業者との個別打ち合わせを20回以上行うこと。なお、企業研修受入れ事業者または候補者については県も情報提供を行う。

エ 研修コンテンツのブラッシュアップを図るため、県外の事業者 10 者以上にニーズ調査を行うこと。調査方法は対面またはオンラインとし、対象は県が情報提供を行う候補者、または受託者からの提案を受け県が承諾する者に調査を実施すること。

### (3) 研修誘致活動

ア 県北部地域での研修誘致に向け、県外の事業者に 10 回以上提案活動を行うこと。提案方法は対面とする。(1)エの業務との重複実施も可とする。

イ 県北部地域での研修実施に関心のある事業者や人材育成コンサルティング等の研修事業者を対象とした、県北部地域で実施する招待ツアーを 2 回以上実施すること。各回の行程については訪問先の重複を極力避けるよう工夫し、県担当者に事前相談すること。招待ツアー参加者には、(4)広報活動において、社名(難しければ業種名等)の公開、体験コメントの提供等、可能な限り協力いただけるよう調整を行うこと。

### (4) 広報活動

ア 本事業の活動を周知するため、広告記事を 2 回以上掲載すること。媒体は、新聞、雑誌、WEB サイト、SNS 等を活用し、効果的に「企業研修の受入れが盛んな県北部地域」のブランディングや企業研修誘致の推進を発信できるよう工夫すること。

イ 県北部地域の研修コンテンツやモデルコースをPRするためのパンフレットを作成すること。PDF データと製本 3,000 部納品すること。掲載内容は県担当者と事前相談すること。研修受け入れ事業者等へのインタビューを実施するなどして、企業研修の誘致を促進できる内容となるよう工夫すること。

### (5) 情報共有

県に対し、月 1 回以上情報共有のミーティングを対面かオンラインで行うこと。

## 5 成果物

納品する成果物(以下、「成果物」という。)は、次のとおりとする。

### (1) 数量等

- ① 報告書は、紙媒体(正副 2 部)および電子データを提出すること。
- ② 紙媒体による提出が難しく、電子データのみを希望するものにおいては、協議の上、提出形態を決定し納品すること。
- ③ データ形式は原則 Microsoft 社の Word、Excel、PowerPoint のいずれか、および PDF とするが、詳細については業務着手時の打合せにより決定すること。

### (2) 提出先

滋賀県総合企画部新駅問題対策・特定プロジェクト推進室 北の近江振興事務所

(〒526-0033 滋賀県長浜市平方町 1152-2)

## 6 著作権等

- (1) 成果物にかかる著作権法（昭和45年法律第48号）（以下、「法」という。）第21条から第28条に規定する権利は、委託料の完済により、受託者から県に移転する。なお、県または受託者が従前から有していた著作権については、それぞれ県または受託者に帰属するものとする。この場合、受託者は、県が成果物を利用するために必要な範囲で、県に対し著作権法に基づく利用を無償で許諾することとする。
- (2) 受託者は、成果物について、県が自由に使用できるよう、法第18条から第20条に規定する著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の所有権は、成果物の引渡しをもって、県に移転する。
- (4) 成果物に第三者が有する著作権、肖像権その他の権利に係るものが含まれている場合は、当該権利の使用許諾その他一切の必要な手続きを、受託者の費用負担で行うこと。なお、第三者から権利の侵害について意義の申立または対価の請求、損害賠償請求等があった場合には、受託者の責任と負担において対応すること。
- (5) 受託者は、成果物がいかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることを保証すること。

## 7 業務の遂行について

- (1) 委託業務の内容の詳細は、受託者からの提案内容に基づき、県と受託者で協議のうえ決定する。
- (2) 業務全般にわたり、実施した内容については適宜記録に残し、実績としてとりまとめること。また、県から委託料精算書の提出を求めた場合に提出できる根拠資料も保管しておくこと。

## 8 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (2) 委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は委託業務終了までに県に返却すること。
- (3) 委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (4) 使用する参考文献、資料、写真等については、後日トラブルが生じないように使用についての確認をとるなど十分注意するとともに出典を明記すること。
- (5) 委託業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (6) 電子メールを外部に送信する際は、宛先、送信内容（不要ファイルの添付等がないか）、送信方法（BCCに設定されているか等）を複数の社員でチェックシートを作成して確認すること。また、事前にメール確認者を発注者へ報告すること。
- (7) 本業務は一括再委託禁止とし、一部を再委託する場合は、事前に再委託範囲および再委託先を書面により県に提示し、協議、承認を得ること。ただし、責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じ

た場合は、受託者の責任においてこれを解決すること。

- (8) 現地調査等を行う場合、原則受託者で関係者と連絡をとり実施するものとする。このとき、発注者側より発行する「受託者身分証明書」を携帯すること。
- (9) 本仕様書に記載のない事項、仕様について生じた疑義、または提案内容の変更等については、県と受託者の双方で協議すること。
- (10) その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めることとする。

## 9 滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について

- (1) 受託者は暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県発注工事等に対して不当介入をしようとする全ての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- (2) 受託者は前項により通報を行った場合には、速やかに所轄警察署に届出るとともに、県に報告するものとする。また、受託者は以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。
- (3) 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、県と協議するものとする。